

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年5月11日（平成28年（行情）諮問第359号）

答申日：平成29年3月3日（平成28年度（行情）答申第783号）

事件名：「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」について担当部局が行政文書ファイルにつづった文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

次の3文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 平成28年1月20日 課長級会議資料

文書2 平成28年1月7日 参本会議答弁書

文書3 平成28年1月27日 衆本会議答弁書

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月1日付け閣副事態第80号により内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

審査請求人が行った別紙の開示請求に対して、処分庁において、法9条1項に基づき、原処分を行った。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」、「離島等に対する武装集団による不法上陸等事案に対する政府の対処について」及び「公海上で我が国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処について」（いずれも平成27年5月14日閣議決定。以下、併せて「閣議決定」という。）について、担

当部局が作成又は取得した行政文書の全てである（文書特定期間は、平成27年12月5日から平成28年2月2日まで）。

3 原処分の妥当性について

(1) 文書1のうち、政府の対処要領に係る記載の一部については、公にすることにより、武力攻撃に至らない侵害への対処に係る我が国の政府機関が講じる具体的措置又はその方針の手の内及び検討内容が明らかとなり、外国政府等により対抗措置が講じられ、我が国への侵害行為が容易となり、国の安全が害されるとともに、外国政府との交渉上不利益を被るおそれがあることから、法5条3号により不開示としたことは妥当である。

(2) 文書2及び文書3のうち、答弁連絡責任者の役所、自宅及び携帯電話番号については、公にすることにより、緊急用及び部内外との連絡用の連絡先が明らかとなり、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部内外との連絡に支障を来すおそれがあることや、個人に関する情報であって、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号及び6号により不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人の主張及び処分庁の対応について

審査請求人は、審査請求の趣旨として、「一部に対する不開示決定の取消し。」とし、審査請求の理由として「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張しているが、上記3のとおり、処分庁においては、本件開示請求を受け、本件対象文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。したがって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当である。

5 結語

以上のとおり、原処分は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年5月11日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月23日 | 審議 |
| ④ 平成29年1月27日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年3月3日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書3である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした原処分

を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 武力攻撃に至らない侵害への対処要領等に係る情報について

文書1の不開示部分には、閣議決定で想定された事案が発生した場合の政府の対処要領等について検討した内容等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、武力攻撃に至らない侵害への対処のために我が国政府が講じる具体的措置及びその検討内容等が明らかとなり、我が国の安全を阻害しようとする相手方をして、これを踏まえた対抗措置や行動を採ることを容易ならしめるなど、関係政府機関の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 政府関係者の自宅の電話番号について

文書2及び文書3では、政府関係者の自宅の電話番号が不開示とされている。

当該部分については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 国の機関の電話番号等について

文書2及び文書3では、国の機関の電話番号及び政府関係者の公用の携帯電話番号が不開示とされている。

当該部分は、これを公にすることにより、緊急用及び部外との連絡用の連絡先が明らかとなって、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

下記3件の閣議決定について、担当部局が行政文書ファイルにつづった文書の全て * 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。

- ① 「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」（平成27年5月14日 閣議決定）
- ② 「離島等に対する武装集団による不法上陸等事案に対する政府の対処について」（平成27年5月14日 閣議決定）
- ③ 「公海上で我が国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処について」（平成27年5月14日 閣議決定）

* いずれも前回特定された以降につづられた文書